

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思います。もし、これが下記の病気ですと、他の園児に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。

しかし、学校で予防すべき感染症にかかっている間については、欠席の扱いとはなりません。

なお、病気がなおって登園する場合は、裏の証明書をいただいてこども園に提出してください。

《学校等で予防すべき感染症》

学校保健安全法施行規則 H28

停止期間の基準 学校等で予防すべき感染症の種類	登園停止期間の基準
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う）	・ 治癒するまで
第二種 インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く） 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	・ 解熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後 3 日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注 ・ 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症は対象外ですが、発熱していたり、発熱していなくても嘔吐、下痢があったり、普段の子どもの様子と異なる時は無理をせず保育園を休ませましょう。登園の判断に困ったときは主治医の先生や委託医の先生に相談しましょう。